

一宮市選挙管理委員会の委員長職務代理者の氏名及び住所について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定に基づき、一宮市選挙管理委員会の委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定した。

令和6年3月29日

一宮市選挙管理委員会
委員長 倉兼清子

1 指定した年月日

令和6年3月29日

2 指定した委員の氏名及び住所

高井 光信 一宮市公園通